



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

649	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
650	指定自立支援医療機関の指定	(").....	1
651	"	(").....	2
652	"	(").....	2
653	指定自立支援医療機関の変更	(").....	2
654	職業訓練指導員試験の実施	(労働政策課).....	2
655	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	5
656	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	5
657	公共測量の終了	(技術調査課).....	5
658	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	6
659	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(").....	6
660	"	(").....	7
661	文里港小型船舶係留施設の使用料の徴収事務の委託	(港湾空港振興課).....	8
662	貸付金の償還金の収納事務の委託	(教育委員会).....	8

○ 公安委員会告示

30	駐車監視員資格者講習の実施	9
----	---------------	-------	---

○ 選挙管理委員会告示

*64	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	10
*65	"	11

告 示

和歌山県告示第649号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250274	ケアサポートカタチ	田辺市稲成町189-4	同行援護	株式会社ZENSHIN	田辺市稲成町189-4第二マルビシビル2F	平成28.6.11

和歌山県告示第650号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
八仙堂薬局	田辺市たきない町1-12	杉原哲夫	平成 28. 6. 1

和歌山県告示第651号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ルピナス調剤薬局	和歌山市九番丁24	晒壽哉	平成 28. 6. 1

和歌山県告示第652号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
木秀クリニック	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2530-11	横手秀行	平成 28. 6. 1

和歌山県告示第653号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
独立行政法人労働者健康安全機構和歌山労災病院	和歌山市木ノ本93-1	医療機関の名称	独立行政法人労働者健康安全福祉機構和歌山労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構和歌山労災病院	平成 28. 4. 1

和歌山県告示第654号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験実施職種

別表に掲げる全職種

2 試験科目

指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業能力開発関係法規からなる科目をいう。）

3 試験日時及び場所

(1) 日時 平成28年10月16日（日）午後2時から

(2) 場所 和歌山県民文化会館4階 403会議室

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-436-1331

4 受験資格

(1) 職業訓練指導員試験（指導方法）の受験資格は、次のア及びイの条件を満たすこととする。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者であること。

(イ) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条の2第2項及び第3項に規定する者であること。

イ 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者であること。

(2) 前号の条件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者

イ 禁固以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 受験資格を証する書面（卒業証明書、実務経験証明書等）

エ 4(1)イに該当することを証する書面の写し

オ 写真（申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上、受験申請書に貼り付けること。）

(2) 受験手数料

3,100円（和歌山県収入証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。）

※受験申請書受付後は、受験手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期間

平成28年8月22日（月）から同年9月2日（金）までの日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで（郵便による場合は、簡易書留郵便によるものとし、平成28年9月2日（金）までの消印があるものは有効とする。）

(4) 書類の提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地（郵便番号 640-8585）

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成28年11月4日（金）に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階

本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。

7 その他

- (1) 受験申請書は、労働政策課、各振興局地域振興部企画産業課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院及び和歌山県職業能力開発協会に交付する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封の上、郵便により労働政策課に申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2800）に問い合わせること。

別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	めん 麵科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科

製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	建築物衛生管理科
洋服科	配管科	福祉工学科

和歌山県告示第655号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年6月6日に認可した。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第11号	伊都郡かつらぎ町大藪字加陀寺前75
平成28年度第12号	岩出市畑毛字堺溝18

和歌山県告示第656号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第657号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき美浜町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳平面図データ作成)
- 2 作業期間 平成27年10月10日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡美浜町全域

和歌山県告示第658号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
中央(373)、内田(374)、長谷川(394)
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第659号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
真国川右支溪(1-302-1-036)、真国川右支溪(1-302-2-033)、貴志川左支溪(1-303-1-041)、西谷(1-303-2-31)、永谷(1-303-1-012)、永谷(1-303-2-014)、貴志川左支溪(1-303-1-034)、貴志川左支溪(1-303-1-035)、前窪垣内谷(1-303-1-036)、貴志川左支溪(1-303-2-058)、石本谷(1-303-2-059)、貴志川左支溪(1-303-2-060)、真国川右支溪(1-303-2-007)、寺原(I-511)、釜滝(201)(II-2392)、釜滝(202)(II-2458)、釜滝(301)(III-1336)、釜滝(302)(III-1350)、釜滝(303)(III-1352)、釜滝(304)(III-1353)、釜滝(305)(III-1354)、大角(1)(I-560)、大角(2)(I-561)、大角(201)(II-2523)、大角(202)(II-2668)、大角(203)(II-2669)、大角(204)(II-2682)、大角(205)(II-2683)、大角(301)(III-1466)、大角(302)(III-1467)、田(1)(I-577)、田(2)(I-578)、田(201)(II-2711)、田(202)(II-2

712)、田(204)(Ⅱ-2714)、田(206)(Ⅱ-2716)、田(207)(Ⅱ-2717)、田(208)(Ⅱ-2718)、田(209)(Ⅱ-2719)、田(210)(Ⅱ-2721)、永谷(1)(Ⅰ-556)、永谷(201)(Ⅱ-2537)、毛原中(1)(Ⅰ-3570)、毛原中(202)(Ⅱ-2645)、毛原中(203)(Ⅱ-2646)、毛原中(206)(Ⅱ-2654)、毛原中(207)(Ⅱ-2655)、毛原中(208)(Ⅱ-2656)、毛原中(209)(Ⅱ-2660)、毛原中(210)(Ⅱ-2661)、毛原中(211)(Ⅱ-2662)、毛原中(212)(Ⅱ-2663)、毛原中(303)(Ⅲ-1438)、毛原中(304)(Ⅲ-1439)、毛原中(305)(Ⅲ-1440)、毛原中(306)(Ⅲ-1441)、小西(1)(Ⅰ-582)、北野(1)(Ⅰ-603)、北野(201)(Ⅱ-2535)、北野(202)(Ⅱ-2565)、北野(203)(Ⅱ-2566)、北野(204)(Ⅱ-2568)、小西(210)(Ⅱ-90145)、小西(212)(Ⅱ-90147)、小西(213)(Ⅱ-90148)、

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

貴志川左支溪(Ⅰ-303-1-033)、熊坂(429)、万京(432)、上の段(435)、ヒルメ中(436)、福田(114)(Ⅱ-90144)、小西(211)(Ⅱ-90146)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第660号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

城本谷(8-421-1-039)、太田川左支溪(8-421-1-040)、太田川左支溪(8-421-1-041)、下里001(8-421-2-061)、井鹿川右支溪(8-421-2-045)、井鹿川右支溪(8-421-2-046)、井鹿川右支溪(8-421-2-047)、尾の谷川左支溪(8-421-2-051)、二河川右支溪(8-421-1-044)、二河川右支溪(8-421-1-045)、二河川左支溪(8-421-1-046)、二河川左支溪(8-421-1-047)、二河川右支溪(8-421-2-063)、二河川右支溪(8-421-2-064)、二河川左支溪(8-421-2-065)、中里川水口谷(8-421-1-01

5)、中里川左支溪(8-421-2-008)、中里川左支溪(8-421-2-009)、井鹿(I-1922)、ヌタノ前(I-1923)、久保り・井鹿(I-2394)、井鹿4(II-8233)、井鹿5・井鹿(II-8234)、井鹿6(II-8235)、井鹿7(II-8236)、井鹿2(II-8237)、井鹿3(II-8238)、水尾口(II-8438)、山本・井鹿(II-8439)、井鹿10(III-4554)、下里(I-1943)、磯辺(I-1944)、下里2(I-4700)、下里3(I-4701)、下里4(I-4702)、下里5(II-8270)、下里6(II-8271)、下里7(II-8272)、下里8(II-8273)、下里9(II-8274)、天満22(III-4560)、竹向(I-1908)、橋ノ前(I-1909)、二河(I-1910)、二河3(I-4679)、二河4(I-4680)、二河5(I-4681)、二河6(I-4682)、二河11(II-8205)、二河12(II-8206)、二河7(II-8207)、竹向2(II-8208)、二河8(II-8209)、左畑1(II-8211)、藤畑(II-8435)、二河10(III-4549)、二河(101)(II-80102)、二河(102)(II-80103)、二河(103)(II-80104)、二河(104)(II-80105)、二河(105)(II-80106)、井鹿(101)(II-80071)、井鹿(102)(II-80072)、下里(101)(II-80073)、下里(102)(II-80074)、下里(103)(II-80075)、下里(104)(II-80076)、下里(105)(II-80077)、下里(106)(II-80078)、下和田(101)(II-80100)、下和田(102)(II-80101)、中里(I-1927)、太田(I-1928)、中里(I-1929)、中里3(I-4694)、中里4(II-8244)、中里5(II-8245)、中里6(II-8246)、下和田(I-1933)、向地(I-1934)、東山2(I-4695)、下和田4(II-8258)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

荒堀川左支溪(8-421-2-060)、二河川右支溪(8-421-2-062)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第661号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、文里港小型船舶係留施設の使用料の徴収事務を平成28年4月1日から次の者に委託した。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

田辺市新庄町2827番地3 新庄漁業協同組合

和歌山県告示第662号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、貸付金の償還金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 委託の相手方
リボン債権回収株式会社
東京都港区西麻布二丁目24番11号
- 2 委託した貸付金の償還金
修学奨励金の貸付金の償還金に係る未収金のうち県の指定するもの
- 3 委託期間
平成28年5月30日から平成29年3月31日まで

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年6月14日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

(1) 実施日時

講 習 1 日 目	平成28年8月30日（火）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
講 習 2 日 目	平成28年8月31日（水）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
修 了 考 査	平成28年9月7日（水）午前9時30分から午前10時30分まで （受付時間 午前9時から午前9時20分まで）

(2) 実施場所

ア 講習（1日目及び2日目）

和歌山市手平二丁目1番2号

和歌山ビッグ愛5階 504会議室

イ 修了考査

和歌山市手平二丁目1番2号

和歌山ビッグ愛8階 802会議室

(3) 受講定員

25人

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

駐車監視員資格者講習を受講しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を（3）に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（写真（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。）を貼付したものに限る。）

イ 駐車監視員資格者講習受講票（写真を貼付したものに限る。以下「受講票」という。）

ウ 運転免許証、在留カード、旅券（パスポート）等申込者が本人であることを証するものの写し

(2) 手続の流れ

- ア 申込者は、申込書等を提出したのち、駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所等を記載した駐車監視員資格者講習指定書（以下「講習指定書」という。）及び駐車監視員資格者講習手数料納付書（以下「納付書」という。）を受け取ること。
- イ 駐車監視員資格者講習の1日目の講習実施場所の受付において、講習手数料の額に相当する和歌山県証紙を貼付した納付書により講習手数料を納付し、講習指定書を提出した上で受講票を受け取ること。

(3) 申込書等の提出先

- ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合
申込者の住所地を管轄する警察署交通課
- イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合
和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

平成28年6月22日（水）から同年8月22日（月）までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(5) 講習手数料

- ア 講習手数料の額は、20,000円とする。
- イ 現金での納付は、受け付けない。

3 留意事項

- (1) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (2) 受講定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。
- (3) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了検査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を郵送する。

4 問合せ先等

(1) 問合せ先

和歌山市西1番地 交通センター内
和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター
電話番号 073-473-0356

(2) 駐車監視員資格者講習受講申込書、受講票及び納付書の備付場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター及び和歌山県内の各警察署交通課

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第64号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

第1項の表中

社会福祉法人 琴の浦リハビリテーション センター附属病院 医療法人 井上病院	和歌山市毛見1451番地 和歌山市小人町南ノ丁20番地	を
--	--	---

「 社会福祉法人
 琴の浦リハビリテーション
 センター附属病院

和歌山市毛見1451番地

」に改める。

和歌山県選挙管理委員会告示第65号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

第1項の表中

「 医療法人南労会
 紀 和 病 院
 医療法人玄同会
 伊 藤 病 院

橋本市岸上18番地の1

橋本市高野口町伏原1011番地

」を

「 医療法人南労会
 紀 和 病 院

橋本市岸上18番地の1

」に改める。